

# シックスクールマニュアル

平塚市教育委員会

(2026.4月改訂)

## も く じ

第1 シックスクール問題とは	1
1 シックハウス症候群	1
2 化学物質アレルギー	1
3 化学物質過敏症	1
第2 シックスクール問題に関する取組方針	3
意識啓発の取り組み	3
1 教育委員会	3
2 学 校 等	3
シックハウス症候群、化学物質アレルギーの予防措置	4
1 学校施設の新築・改築・改修等	4
2 机、いす、コンピュータ等の学校用備品、教材・教具	7
3 学校施設の維持管理	7
4 環境衛生検査	9
化学物質に過敏に反応する児童・生徒等への配慮	11
1 化学物質に起因する健康問題が疑われる事例への対応	11
2 化学物質に過敏に反応する児童・生徒等の入学（転入）時の対応	12
3 化学物質に過敏に反応する児童・生徒等への対応	13
【参考】化学物質過敏症の原因となる物質として可能性があるもの	15

## 第1 シックスクール問題とは

シックスクール問題とは、学校施設に起因するホルムアルデヒド、トルエン等の化学物質に汚染された室内空気の暴露（曝されること）による健康被害に加え、体質等により極微量な化学物質に過敏に反応する児童・生徒等の対応を含めた複合的な問題の総称である。

体調不良の主な症状は多岐にわたり個人差が大きく、原因物質も多種多様であることが特徴的である。学校においては、シックスクール問題が発生しないよう原因と疑われる物質の低減を図ることが重要である。

また、一般の児童・生徒等が反応しない極微量な化学物質にも過敏に反応してしまう児童生徒は、在籍する学校環境に適応できないことがあるため、当該児童・生徒等の実態に応じた個別的配慮が必要となる。

なお、シックスクール問題を大別すると、次の3つに分類される。

### 1 シックハウス症候群

住居や学校の新築・改築・改修等の直後に建材、塗料等の施工材及び家具、机・いす等の学校用備品等に由来するホルムアルデヒド、トルエン等の化学物質に汚染された室内空気の暴露によって、目や気道粘膜の刺激症状や頭痛などの様々な体調不良を起こすもので、当該建築物以外ではその症状は和らぐが、再度、当該建築物に入ると症状が再発する特徴がある。

このため、換気対策等を十分に講じ、原因物質の濃度の低減に努めることが必要となる。

### 2 化学物質アレルギー

教材・教具・床ワックス・芳香剤・洗剤・殺虫剤等に含まれる特定の化学物質の暴露によって、アレルギー症状を引き起こしたり、既往症が悪化したりするもので、原因物質を特定することが重要である。

原因物質を特定し、当該物質を学校環境から除去することが必要である。

### 3 化学物質過敏症

一般の児童・生徒等が反応しない極微量な化学物質に過敏に反応してしまう児童・生徒等が、学校施設の新設や大規模な改築・改修、学校用備品の大幅な更新等の際に、室内に放散した極微量の化学物質に過敏に反応し、頭痛やめまい、集中力の低下等様々な過敏症状を起こすもので、通常の学校生活に支障の出ることがある。

なお、生活環境中の様々な化学物質に過敏に反応してしまう多種類化学物質過敏の例もある。

特定の化学物質に過敏に反応する場合は、学校環境の中で当該物質の暴露を避けることによって、ある程度の学校生活は可能である。しかし、多種類化学物質過敏の場合は、通

常の学校生活を送ることが困難な場合が多い。

また、昨今、洗濯時に使用する柔軟剤や整髪料等に含まれる香料（におい）により、頭痛、めまい、喘息等の健康被害の症状が現れる方も確認されている。

このような新しい課題への対応を含め、化学物質過敏の児童・生徒等の対応については、専門医・保護者等との連携が不可欠である。

\*\*\*\*\*

#### <参考>

#### 室内空気汚染化学物質と発生源

（厚生労働省が濃度指針値を定めているもの）

**ホルムアルデヒド** 合板、パーティクルボード、壁紙用接着剤に用いられる尿素系、メラミン系、フェノール系の合成樹脂や接着剤

**トルエン** 接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤

**キシレン** 接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤

**パラジクロロベンゼン** 衣類の防虫剤、トイレの芳香・消臭剤

**エチルベンゼン** 接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤

**スチレン** ポリスチレン樹脂、合成ゴム、不飽和ポリエステル樹脂

**フタル酸ジ-n-ブチル** 塗料、顔料、接着剤、可塑剤

**クロルピリホス** 有機リン系殺虫剤

**テトラデカン** 灯油、塗料等の溶剤

**フタル酸ジ-2-エチルヘキシル** 可塑剤（壁紙・床材・各種フィルム・電線被覆等）

**ダイアジノン** 有機リン系殺虫剤

**アセトアルデヒド** エタノールの酸化により生成

**フェノブカルブ** カーバメイト系殺虫剤

は学校保健安全法「学校環境衛生基準」で規定されている物質

## 第2 シックスクール問題に関する取組方針

学校において、学校施設に起因する化学物質による新たな健康問題の発生を防ぎ、また、体質等により極微量な化学物質に過敏に反応する児童・生徒等に適切な対応をするため、次のとおり取り組むものとする。

### 意識啓発の取り組み

#### 1 教育委員会

シックスクールに関する情報収集に努め、調査研究を進めるとともに各種の会議、研修会、講演会等を通じ学校関係者に情報を提供する。

また、必要に応じマニュアルの内容を見直し改訂する。

#### 2 学校等

##### (1) 教職員等

ア シックスクールに関する基礎知識をもつ(情報の収集・整理)。

イ 職員会議、学校保健委員会等を通じ、シックスクールに関する教職員の意識啓発を図る。

ウ 学校医、学校薬剤師との連携を図る。

エ 化学物質に過敏に反応する児童・生徒等が在籍する学校においては、当該児童・生徒等への対応や配慮によって、孤立や差別されたりすることのないよう留意する。

オ 学校だより等を通じ、保護者等に情報を提供する。

##### (2) 保護者

ア 学校だより等を通じ、提供された情報などから、シックスクールに関する理解を深める。

イ 洗濯時に使用する柔軟剤等に含まれる香料(におい)が児童・生徒等の健康に影響を与える可能性があることを認識する。

##### (3) 児童・生徒等への保健指導

ア 学級活動などの特別活動等を活用し、発達段階に応じたシックスクールに関する知識について指導する。

イ 化学物質に過敏に反応する児童・生徒等への配慮の必要性について、他の児童・生徒に対し理解させる。

## シックハウス症候群、化学物質アレルギーの予防措置

シックハウス症候群、化学物質アレルギーを予防するためには、学校の施設整備において、ホルムアルデヒド、トルエン等の原因物質（以下「化学物質」という。）を含む建材、施工材等の使用を可能な限り削減する必要がある。

### 1 学校施設の新築・改築・改修等

学校施設の新築・改築・改修等に当たっては、施設整備に十分配慮する。

#### (1) 建材等の選定

建材や施工材で規格等が設定されているものについては、化学物質の放散量が少ないものを選定する。

<参考 規格等のあるもの>

##### ア 木質建材

##### (ア) 日本農林規格（JAS）

JASでは建材のうち、普通合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板、防災合板、構造用パネル、フローリング、集成材、構造用集成材、単板積層材及び構造用単板積層材についての、ホルムアルデヒド放散量の等級を定めている。

表示区分	ホルムアルデヒド放散量		備考
	平均値	最大値	
F	0.3 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	使用制限なし
F	0.5 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	
F	1.5 mg/L 以下	2.1 mg/L 以下	
F S	3.0 mg/L 以下	4.2 mg/L 以下	
F	5.0 mg/L 以下	7.0 mg/L 以下	

##### (イ) 日本工業規格（JIS）

JISでは木質系建材のうち、MDF（中密度繊維板）、パーティクルボードについて、ホルムアルデヒド放散量に応じた等級を定めている。

表示区分	ホルムアルデヒド放散量
F	0.3 mg/L 以下
F	0.5 mg/L 以下
F	1.5 mg/L 以下

## イ 壁紙等

### (ア) 日本工業規格 ( J I S )

壁紙、壁紙施工用でん粉系接着剤のホルムアルデヒド放散量については、J I S で壁紙が  $0.2 \text{ mg/L}$  以下 ( F )、壁紙施工用でん粉系接着剤が  $0.1 \text{ mg/L}$  以下と定められている。

### (イ) I S M規格

壁装材料協会では、インテリア材料 ( 壁紙 ) について I S M ガイドラインを定め、これを満たす商品に I S M マークの表示を行っている。

<安全規程>

物質名	商品の判定基準
ホルムアルデヒド	$5 \mu\text{g} / \text{m}^2 \cdot \text{h}$ 以下
T V O C	$100 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	$0.1 \text{ mg} / \text{kg}$ 以下

### (ウ) S V規格

壁紙製品企画協議会では、壁紙製品に対して「壁紙製品標準規格 ( S V 規格 )」を定め、これに適合する製品に S V マークの表示を認めている。

<規格値概要>

物質名	製品規格
ホルムアルデヒド	$0.2 \text{ mg} / \text{L}$ 以下
T V O C	$100 \mu\text{g} / \text{g}$ 以下
塩化ビニルモノマー	$0.1 \text{ mg} / \text{kg}$ 以下
可塑剤	沸点 300 以上の難揮発性のもの、ただしフタル酸ジ - n - ブチルは使用しない

## ウ 接着剤

日本接着剤工業会は、日本接着剤工業会規格 ( J A I ) を定めている。

接着剤の種類	品質
ウレタン樹脂系建材用接着剤	化審法 <sup>1</sup> に規定された第 1 種特定化学物質及び第 2 種特定化学物質、労安法 <sup>2</sup> に規定された第 1 種有機溶剤を使用してはならない
エポキシ樹脂系建材用接着剤	同上

二重床施工用ウレタン樹脂系 接着剤	同上 ホルムアルデヒドを使用してはなら ない
----------------------	------------------------------

- 1 化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 2 労安法：労働安全衛生法に基づく有機溶剤中毒予防規則

日本塗料工業会の室内用建築用塗料の目標基準

日本塗料工業会は、厚生労働省の室内空気汚染化学物質の濃度指針値に基づいて室内環境におけるVOC濃度（配合量に占める比率）のガイドラインを定めている。

塗料設計条件	エマルジョン系塗料	溶剤形塗料
T VOC	1% 以下	-
芳香族系溶剤	0.1% 以下	1% 以下
アルデヒド類	0.01% 以下	0.01% 以下
感差性物質	0.1% 以下	0.1% 以下

## (2) 施工

### ア 仕様

使用する建材、施工材等は、原則として化学物質を放散しないものを選定する。

なお、該当する建築材料がない場合はできるだけ放散量の少ない物を選定する。放散量の少ない建築材料とは、ホルムアルデヒド放散量がF 又は同等以上のもので、トルエン・キシレンその他揮発性有機化合物については、環境対応型製品のことをいう。

なお、施設の引き渡し時に工事請負業者に環境検査を行わせる場合は、あらかじめ特記仕様書等に検査の方法、検査場所、検査の時期等の検査に必要な事項を明記しておく。

### イ 工期設定

工期設定は、室内の化学物質濃度をできるだけ低減するための放散期間の確保や、建材の養生期間、接着剤や塗料等の乾燥期間を十分設けた期間とし、また工事完了時に適切な方法で室内環境測定を行うための期間を考慮する。

### ウ 建材、施工材等の確認

施工業者が特記仕様書のとおり建材、施工材等を使用しているか、規格証明、製品安全性データシート等により確認する。

### エ 通気・換気

建材や施工材等に起因する化学物質の放散量は、工事直後に多い傾向（ 1 ）

があることから、工事期間中はもとより施設の使用開始前まで十分に通風・換気（ 2 ）を行う。

- 1 化学物質の室内濃度は、建材や施工材等の使用量に比例し、時間の経過とともに低減する。
- 2 化学物質の室内濃度は、温度が高くなると増加し、換気によって低減する。

## 2 机、いす、コンピュータ等の学校用備品、教材・教具

新たに机、いす、コンピュータ等の学校用備品を搬入する際は、当該品の構成材料から放散する可能性のある化学物質に関する資料を製造業者等から入手するなどし、有害な化学物質の発生のない若しくは少ない材料を使用したものを選定する。

これらを新しく購入した場合は、早めに梱包を解き、化学物質の放散期間を確保する。特にコンピュータ等の電子機器等については使用する前に、一定の稼働期間を設けること。

なお、机、いすなどは、日本工業規格（ J I S ）及びグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）に基づく基本方針の中で、材料の合板や繊維板のホルムアルデヒド放散量について、一定以下の放散量となるよう規定されている。

また、教材・教具・消耗品などを購入する際にも、できるだけ化学物質を含まないもの・放散しないものを選定する。特に図工の教材には、合板や粘土等、化学物質を含むものが多いため注意すること。

さらに、新年度開始時等に配布される教科書についても、取扱事業者から配送され次第梱包を解き、風通しの良い場所で保管したのち配布するよう努めること。

合成洗剤の使用はできるだけ控え、香料や添加物がない純石けんの使用を進める。

### 石けんと合成洗剤

石けんは天然の動植物の油脂を原料とした脂肪酸とグリセリンに苛性ソーダを反応させてできた脂肪酸ナトリウムで、アルカリ性なので飲み込んでも胃酸で中和される。

合成洗剤は石油からガソリンを精製した残りのものに濃硫酸を反応させてつくる。合成洗剤に含まれる合成界面活性剤は皮膚を通して血管に入りタンパク質を変性させる。

## 3 学校施設の維持管理

### (1) 施設管理

#### ア 床ワックス、芳香剤等

床保護のためのワックスがけは、可能な限り長期休業中に行い、新学期までの間に十分な換気を行うこと。

床ワックスやトイレの芳香・消臭剤の成分の中には、シックスクール問題の原因とされているトルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンなどを含むものもあ

る。購入にあたっては、その成分表を確認し、原因物質を含んでいるものは使用しない。

なお、配合成分等が未表示の製品については、製品安全データシート（MSDS）を製造業者等から取り寄せ、必要に応じ学校薬剤師の指導助言を受け、使用するか否かを判断する。

<参考> 製品によっては「室内環境対応型・・・」などの表示がされている。

#### イ 樹木の消毒・薬剤散布

学校内でやむをえず樹木の消毒や殺虫剤散布を行う際には、薬剤等による健康への影響の予防措置と事前周知を徹底する。

また、業者に委託する場合には使用する薬剤などの安全性に配慮をする。

#### ウ 清掃

トイレ清掃など施設管理業務を委託する際にも、使用する薬剤や洗剤などの安全性に配慮をする。

#### エ 施設の補修

施設管理の一環として、小規模な塗装などであっても、シックスクール問題を発生する懸念があるので、補修工事に使用する塗料、接着剤等はその成分を確認し、ホルムアルデヒドやトルエン等の化学物質を含むものはできるだけ使用しない。

オ 感染症予防対策として、消毒用エタノール等を用いて物の消毒をする場合は、十分な換気を行う。

### (2) 教室等の換気

#### ア 普通教室

児童・生徒が常在する普通教室においては、冬場の暖房器具を使用している時はもとより、通常の授業の前後などにおいて定期的な換気を行う。

#### イ 薬剤使用、床ワックス塗布、ペンキ塗装等の直後

施設管理の一環として、殺虫剤等の薬剤使用、床ワックスの塗布、ペンキ塗装等の補修工事等を行った後は、室内空気中の化学物質濃度が高くなっていることがあるので、自然換気の場合は通風を考慮した窓の開放を行い、換気扇等の機械換気設備が設置されている場合は、換気設備の連続運転を行うなど、十分な換気を行う。

なお、換気設備にフィルターが付いている場合は、定期的にフィルターの清掃等を行う。

#### ウ 休日明け

休日明けの教室は、室内の化学物質濃度が高くなっていることがあるので、使用開始前に通風を考慮した窓の開放を行うなど十分な換気を行う。

特に、長期休業明けの場合は、使用開始前に十分な換気を行うことが不可欠で

ある。

#### エ 特別教室等

音楽室、理科室、パソコン室などの特別教室や図書室、体育館などは、児童・生徒が常在しないため、換気が不十分となることが多い。当該教室等の使用開始前に、通風を考慮した窓の開放を行うなど十分な換気を行う。

#### オ 保健室

保健室は、児童・生徒等がけがや体調が悪くなった時に訪れる重要な施設であるが、消毒薬などの応急処置用薬品類があるため、独特の臭いがある。

児童・生徒等が保健室に入室することによって、さらに具合が悪くなることのないよう保健室は、備蓄薬品類の保管に留意し、通風を考慮した窓の開放を行うなど十分な換気を行う。

また、保健室の布団類は、よく乾燥させるなどダニ対策を講じ、ダニアレルギ-の予防に努める。

## 4 環境衛生検査

学校における空気、照明、騒音及びプールなどの環境衛生を良好な状態に維持、管理するため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）では、定期又は臨時に環境衛生検査を実施し、その結果に基づき適切な事後措置を講ずることを規定している。

学校における空気環境の検査の中で、シックスクールに関係するホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の検査については、原則として「学校環境衛生基準」に基づく検査を次のとおり行うものとする。

### (1) 検査方法

検査は、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において各年度に 1 回、次の方法により定期的に検査を行うものとする。

ア 採取は、授業を行う時間帯に行い、当該教室で授業が行われている場合は通常の授業時と同様の状態で、当該教室に児童・生徒等がいない場合は窓等を閉めた状態で、机上の高さで行う。

なお、測定する教室においては、採取前に 30 分以上換気の後、5 時間以上密閉してから行う。

イ 採取時間は、吸引方式（アクティブ法）では 30 分間で 2 回以上、拡散方式（パッシブ法）では 8 時間以上とする。

ウ 測定は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の(ア)、(イ)によって行う。

または、(ア)及び(イ)と相関の高い方法によって行うこともできる。

(ア) ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着 - 溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフィーによって行う。

(イ) 揮発性有機化合物は、固相吸着 - 溶媒抽出法、固相吸着 - 加熱脱着法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー / 質量分析法によって行う。

(2) 判定基準

ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の判定基準は、学校環境衛生基準に示された、次表の基準値を用いる。

揮発性有機化合物	基準値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.08ppm)以下
トルエン	260 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.07ppm)以下
キシレン	200 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.05ppm)以下
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.04ppm)以下
エチルベンゼン	370 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.085ppm)以下
スチレン	220 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.05ppm)以下

学校環境衛生基準（令和8年4月1日一部改正）

(3) 検査結果が基準値を超えた場合の措置

検査結果が上記の基準値を超えた場合は、その発生原因を調査するとともに、一定の期間、効果・効率的な換気を行い、汚染物質の発生を低減する適切な措置を講じた後に再度検査を行い、基準値に適合していることを確認するものとする。

## 化学物質に過敏に反応する児童・生徒等への配慮

化学物質に過敏に反応する児童・生徒等への配慮について、教育委員会や学校として、児童・生徒等に寄り添った対応に努めなければならない。

学校内施設に限らず、学校周辺において実施される工事や農薬散布等の影響を考慮し、情報収集することも重要である。

### 1 化学物質に起因する健康問題が疑われる事例への対応

児童・生徒等から化学物質に起因する体調不良の発生が疑われる訴えや相談があったときは、まず、体調不良を訴える児童・生徒等に医療機関の受診を勧めるとともに、下記の「調査・確認事項の例」を参考に体調不良発生の経緯を確認する。

そして、必要に応じ学校医、学校薬剤師の指導助言を受け、原因を調査するとともに教室の環境衛生検査を行う。

なお、当該児童・生徒等に対する対応だけでは症状等の改善に至らないことも考えられ、学級単位、学校全体での取り組みや保護者への情報提供が必要となることも考慮する。

#### < 調査・確認事項の例 >

##### (1) 体調不良の内容確認

ア 体調不良が起こった日時・場所

イ どのような体調不良か

ウ 化学物質に対しアレルギー反応があるか、又は化学物質に過敏に反応する体質であるか（医師の診断を受けているか）

エ 上記ウの場合、反応する物質は特定されているか

オ 体調不良の状態は、学校と家で異なるか

カ 授業は受けられるか（登校はできるか）

キ 体調不良を訴えている者は他にいないか

##### (2) 校内で何らかの工事又は新たに机・いすなどの学校用備品の搬入を行っていた場合

ア 工事箇所又は新たな搬入備品のある教室等に接近し、又は入室したときに不快な刺激や臭いを感じるか

イ 工事箇所又は新たな搬入備品のある教室等に接近し、又は入室すると体調不良が発生し、その場所を離れると体調不良の症状が軽くなり、又は消失するか

##### (3) 何らかの工事又は机・いすなどの学校用備品搬入を全く行っておらず、特に学校施設に原因が見当たらない場合

ア 学校周辺で揮発性化学物質を放散させる何らかの事象がなかったか

（例：建設工事、大気中のオキシダント濃度の上昇、交通渋滞による排気ガス、田畑の農薬散布、野焼きや落ち葉焚き等）

イ 体調不良の訴え等がある前に殺虫剤等の薬剤散布や床ワックス使用など教室等

の空気環境に影響を与える作業等はなかったか

ウ 授業又は学校行事の一環で、体調不良発生につながる化学物質を放散させる教材、教具等の使用はなかったか

エ 児童・生徒等の個人所有物や嗜好品等（文具、鞆、靴、衣類、化粧品など）で体調不良発生につながる化学物質を放散させるものはないか

(4) 日常点検の実施状況

ア 工事箇所又は新たに搬入備品のある教室に接近し、又は入室したときに不快な刺激や臭いはなかったか

イ 教室等の換気は十分行われていたか

(5) 環境検査の実施

教室の空気環境は学校環境衛生基準で定める基準値を超えていないか

(6) その他

学校を離れても体調不良症状が緩和又は消失しない場合は、学校以外にその原因があることも考えられるので、住居環境や体調等について何らかの問題がないか専門医などに相談することを勧める。

## 2 化学物質に過敏に反応する児童・生徒等の入学（転入）時の対応

化学物質に過敏に反応する児童生徒が入学（転入）することになった場合は、当該児童生徒が支障なく学校生活を送れるよう、学校として配慮が必要な事項について、入学（転入）する児童生徒及びその保護者と対応を十分協議する。

なお、学校として配慮できる内容には限度もあるので、入学（転入）する児童生徒及び保護者にあらかじめ学校見学を勧め、学校の状況について理解を求めた上で、医師の診断書又は意見書、及び保護者の要望書をもとに配慮すべき事項を文書で確認し、当該児童生徒が学校生活を送れるよう、学級担任、養護教諭をはじめとする教職員、学校医、学校薬剤師等が連携して適切な対応に努める。

### < 協議・確認事項の例 >

- (1) 過敏に反応する化学物質（可能性のあるものは全て）
- (2) 授業で使用できない教材の把握とその対応策
- (3) 受けられない授業の有無と対応策
- (4) 既往症の有無
- (5) アナフィラキシー（ ）の有無及び学校内で化学物質に反応し呼吸困難、血圧低下など緊急を要する症状が出た場合の応急対応方法
- (6) 学校内で当該児童生徒に化学物質に起因すると疑われる健康被害が発生した時の対応方法（一時的に避難できるスペースの確保）
- (7) 校外行事への参加（施設周辺の化学物質の問題、緊急体制等）

- (8) 保護者（本人）の要望
- (9) その他参考事項（過敏に反応する物質は個人差があるので、反応しない代替品があるか否か）
  - ア 初発の時期
  - イ 初発のきっかけ
  - ウ 家族歴（化学物質に過敏体質な家族がいるか 否か）

### アナフィラキシー

アレルギー反応の一種で、発症のメカニズムは花粉症や植物アレルギーなどと同様。一度体内に入った物質を、免疫細胞が異物とみなし、二度目以降にその物質を感知したとき、免疫機能が過剰に働くために起こる。

アレルギー反応の中でも、短時間で反応を示す即時型をアナフィラキシーといい、その全身性のショック症状をアナフィラキシー・ショックという。ジンマシンや腫れ、血圧低下、呼吸困難などを引き起こし重症になると、まれに急死することもある。

アナフィラキシー・ショックのアレルゲン（アレルギーを起こす物質）としては、ハチ毒が一般的である。スズメバチに刺されてショック死する事例などは、よく知られている。また、食物や抗生物質がアレルゲンとなることもあるが、発症の確率は非常に低いものである。ただし、薬剤アレルギーを起こしたことのある人は、受診の際に必ず申告しなければならない。

## 3 化学物質に過敏に反応する児童・生徒等への対応

化学物質に過敏に反応する児童・生徒等が在籍する学校においては、上記2の協議・確認事項に準じ、配慮すべき事項について保護者と連絡を緊密にとりながら当該児童・生徒が可能な限り学校生活を送れるよう、学校として対応が可能な最大限の配慮に努める。

なお、過敏に反応する化学物質や体調不良の症状等は個人差が多く、多種多様であり、特に一般の児童・生徒が反応しない極微量な化学物質に過敏反応する児童・生徒の場合は、専門医の診断書、意見書等をもとに過敏反応レベル( )に応じた具体的かつ実行可能な対応を保護者と協議する。

### 過敏反応レベル

#### レベル1

学校環境衛生基準で定められた基準値を超える濃度の特定化学物質に曝されなければ、通常の学校生活に支障はない。

#### レベル2

学校環境衛生基準等で定められた基準値以下の濃度であっても、特定化学物質に曝されると体調不良を発生するが、換気等によって特定化学物質の濃度を低減化すれば通常

の学校生活を送ることができる。

#### レベル3

一般の児童・生徒等が反応しない極微量の特定化学物質に過敏に反応し、体調不良を発生して一部の学校生活に支障が出るものの、特定化学物質を避ける個別的配慮によって学校生活を送ることができる。

#### レベル4

一般の児童・生徒等が反応しない極微量の多種類の化学物質に過敏に反応し、体調不良を発生するため、通常の学校生活は困難であるが登校はできる。

#### レベル5

一般の児童・生徒等が反応しない極微量の多種類の化学物質に過敏に反応し、体調不良を発生し、登校できない。

### (1) 過敏反応レベルに応じた対応

#### ア レベル1

教室等の特定化学物質の濃度が常に学校環境衛生基準以下となるよう、取組方針2段のシックハウス症候群、化学物質アレルギーの予防措置を徹底する。

なお、教室等の空気環境に影響を与えるおそれのある工事、備品搬入、薬剤の使用等が予定される場合はあらかじめ、特定化学物質に過敏に反応する児童・生徒の保護者に工事内容を連絡し必要な配慮事項を協議する。

#### イ レベル2

過敏反応レベル1の対応に加え、可能な限り教室等の特定化学物質濃度が低くなるよう換気等を徹底するほか、特定化学物質に過敏に反応する児童・生徒等が通常の学校生活を送る上で必要な配慮事項を保護者と協議する。

#### ウ レベル3

過敏反応レベル1、2の対応に加え、特定化学物質に過敏に反応する児童・生徒等が学校生活を送る上で支障のある事項に対し、対応可能な事項を保護者と協議する。

#### エ レベル4

過敏反応レベル1、2、3の対応に加え、化学物質に過敏に反応する児童・生徒等が可能な限り学校生活を送ることができるよう代替教育など対応可能な事項を保護者と協議する。

#### オ レベル5

明らかに健康上の理由から登校が出来ない場合は、訪問教育などの特別支援を保護者並びに関係者間で協議する。

### (2) 校外行事の対応

校外行事については、その計画段階から計画(案)を保護者に周知し、配慮すべき

事項を協議する。

なお、下見が必要な行事については、保護者の要望等を踏まえ事前に確認し保護者に連絡する。また、必要に応じ保護者に下見を勧める。特に、宿泊を伴う行事は、可能な限り保護者に下見してもらい、緊急時の対処方法をも含め具体的な対応を十分に協議・確認した上で校外行事への参加の可否を決定する。

また、校外行事を行う際に保護者と相談・協議した事項は必ず文書化し、保護者と教職員が共通認識を持って対応する。

#### 【参考】

化学物質過敏症の原因となる物質として可能性があるもの

建物の建材、農薬・除草剤、ワックス、洗剤・柔軟剤、シャンプー・リンス、芳香剤・消臭剤、タバコ、防虫剤・殺虫剤、虫よけスプレー、漂白剤、香水・アロマ、印刷物のインク、接着剤、抗菌・消臭グッズ